

令和4年度 第8回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和4年11月10日(木) 午後1時30分から午後2時00分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 11人

芝尾恭典	西尾朝嗣	光田裕次
檀野隆一	松川幸男	池上正昭
田中宏	山本一彦	中野元裕
北井秀信	橋本雅世	

(3) 欠席委員 3人

柳下清隆	山本光男	藤田昇
------	------	-----

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 11人

小林義博	井上和夫	野口宜律
高岡一平	塔本順一	藤原武平
岸田勝夫	寺山忠夫	岡所次郎
重谷勝次	坂口竹四郎	

(5) 欠席委員 2人

野里孝雄	中尾美昭
------	------

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 名越幸司

事務局次長 河辺眞佐彦

主 幹 山本幸夫

立石竜也

4 付議事項

- 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第50号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第51号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第52号 農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 報告第38号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第39号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第40号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告に
ついて
- 報告第41号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について
- 報告第42号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第8回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において西尾朝嗣委員、橋本雅世委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中11名でございます。なお、柳下清隆委員、山本光男委員、藤田昇委員から、欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は11名の出席をいただいております。

続きまして、議案関係書類の訂正がございます。議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号第41号と議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号第40号が申請人都合により取り下げました。訂正箇所をご説明いたします。まず、付議案件綴りの1ページ目をお開きください。1農地の表示、外6筆、1,291平方メートルが外5筆、799平方メートル。2農地の種別、田6筆、1,093平方メートルが田5筆、601平方メートル。3農地の所在別、第2地区1件、計3件が第2地区0件、計2件。4権利の種別、所有権3件が所有権2件となります。続きまして、2ページ目をお開きください。1農地の表示、外4筆、2,719平方メートルが外3筆、1,639平方メートル。2農地の種別、田5筆、2,719平方メートルが田4筆、1,639平方メートル。3農地の所在別、第2地区2件、計4件が第2地区1件、計3件。4権利の種別、賃借権2件が賃借権1件となります。続きまして、申請書等抜粋表の1ページ目をお開きください。受付番号第41号の削除をお願いいたします。続きまして、2ページ目をお開きください。受付番号第40号の削除をお願いいたします。続きまして議案説明書をご準

備ください。受付番号第40号の削除をお願いいたします。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第42号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第39号と第40号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第39号は、申請地が西区浜寺元町6丁で生産緑地地区内にあり、周辺は雑種地、宅地及び道路に囲まれており、地目は田畑5筆、面積は合計772平方メートルで現在ハウス及び保全管理中の状態です。

今回、譲受人が共有持分を購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第40号は、申請地が西区浜寺元町6丁で市街化区域内にあり、周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は27平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上2件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第37号から第39号をご説明いたします。

まず、受付番号第37号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区伏尾の地縁団体で、申請地は中区平井の田1筆、面積は42平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している駐車場が手狭で不足しているため、事務所から近い本申請地を譲り受け、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年10月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字溝を設置し、西側道路雨水管に接続する計画です。周囲にはブロック3段積のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第38号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が東区大美野で土木建築業を営む法人で、申請地は東区日置荘田中町の田2筆、面積は合計1,168平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、業務拡大により現在使用している資材置場が手狭となったため、隣接している本申請地を賃借し、露天資材置場及び、建設車両等の露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年10月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字溝を設置し、西側水路へ放流する計画です。周囲には万能塀を設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第39号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。申請人は被設定人が美原区菅生に居住する個人二名で、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は429平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在居住する住居が手狭となったため、都市計画法第29条の開発許可を受け、親の住居に近い本申請地を使用貸借し、分家住宅を建築するものです。

申請は令和4年10月28日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については敷地内に汚水枡を設置し、北側道路污水管に接続する計画です。雨水については敷地内に雨水枡を設置し、北側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはブロック積みのうえネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第50号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第50号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第11号をご説明いたします。

受付番号第11号は、申請人が美原区菅生に居住する造園業兼農業者で、申請地は美原区菅生と美原区平尾の田畑20筆、面積は合計16,498平方メートルのうち16,427平方メートル、現在植木の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第51号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第51号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第64号から第77号をご説明いたします。

まず、受付番号第64号は、申請地は南区小代の田1筆、面積は764平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第65号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は757平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第66号は、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は1,061平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第67号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は2,145平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第68号は、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は1,233平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第69号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は595平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第70号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は633平方メートルで、現在野菜一部休耕の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第71号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は647平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第72号は、申請地は南区片蔵の田1筆、面積は851平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第73号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は773平方メートルで、現在休耕一部野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第74号は、申請地は美原区多治井の田1筆、面積は1,557平方メートルで、現在耕うん済一部ハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第75号は、申請地は南区檜尾の田1筆、面積は806平方メートルで、現在休耕の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第76号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は1,692平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第77号は、申請地は東区石原町2丁の田2筆、面積は合計2,022平方メートルで、現在野菜及び稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第52号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第52号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第78号と第79号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第78号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は561平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第79号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑2筆、面積は合計907平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第38号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第42号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第38号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分について」から報告第42号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第38号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は18件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第39号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は8件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第40号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第6号は申請地が西区菱木2丁の田1筆で、面積は542平方メートル、離作補償はありで双方合意によるものです。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。次に、受付番号第7号は申請地が中区平井の田1筆で、面積は783平方メートル、離作補償はありで双方合意によるものです。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第41号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず受付番号第25号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第26号は申出者が子で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第27号は申出者が子で、一定割合以上従事している者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第28号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第29号は申出者が夫で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第42号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は12件ございました。まず、受付番号第34号は、申請地が南区釜室の田1筆で面積は244平方メートル、現況は更地、経過年数は25年以上、次に受付番号第35号は、申請地が南区片蔵の田1筆で面積は659平方メートル、現況は更地、経過年数は25年以上、次に受付番号第36号は、申請地が西区太平寺の田1筆で面積は979平方メートル、現況は事務所及び資材置場、経過年数は45年以上、次に受付番号第37号は、申請地が中区深阪3丁の田畑3筆で面積は合計690平方メートル、現況は作業場及び住宅、経過年数は80年以上、次に受付番号第38号は、申請地が中区福田の畑1筆で面積は288平方メートル、現況は露天駐車場一部農小屋、経過年数は25年以上、次に受付番号第39号は、申請地が堺区遠里小野町3丁の田2筆で面積は合計588平方メートル、現況は住宅、作業場、事務所、駐車場及び駐輪場、経過年数は70年以上、次に受付番号第40号は、申請地が南区三木閉の畑1筆で面積は102平方メートル、現況は住宅敷地の一部、経過年数は55年以上、次に受付番号第41号は、申請地が南区稲葉3丁の田1筆で面積は1,001平方メートル、現況は更地、経過年数は15年以上、次に受付番号第42号は、申請地が美原区黒山の畑2筆で面積は合計122.3平方メートル、現況は倉庫及び倉庫敷地、経過年数は45年以上、次に受付番号第43号は、申請地が東区北野田の田1筆で面積は2,310平方メートル、現況は事務所、作業場、駐車場及び資材置場、経過年数は40年以上、次に受付番号第44号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺の田畑2筆で面積は合計652平方メートル、現況は倉庫、経過年数は30年以上、次に受付番号第45号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺の田1筆で面積は125平方メートル、現況は現存家屋の玄関、露天駐車場及び住宅敷地の一部（庭）、経過年数は30年以上で、いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第8回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第48号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第49号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第50号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第51号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第52号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第38号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第39号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第40号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第41号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第42号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会

長

檀野隆一

委

員

西尾朝嗣

委

員

橋本雅世